

令和 3 年度 国の施策及び予算に関する要望事項（全国市長会）について

1 取りまとめ方針（R1. 10. 25 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた要望事項については、令和 2 年度までで一定の役割を終えるため、開催後のレガシー等に係る要望がある場合は、各区提出数の中で対応する。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重 要 性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項について特に優先度の高いもの
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具 体 性：具体性に欠けるスローガンのような要望ではなく、各区において、現実に問題となっているような事例がある事項
 - オ 緊 急 性：長期的な懸案事項ではなく、各区が当面する懸案事項

2 要望事項

別紙のとおり

3 スケジュール

令和元年 11 月下旬	特別区長会事務局へ要望事項の提出
令和 2 年 2 月	特別区長会総会で要望事項の決定
4 月	東京都市区長会総会で要望事項の決定
5 月	全国市長会関東支部総会で要望事項の決定
6 月	全国市長会総会で要望事項決定後、要望活動の実施

各部から提出された8項目のうち次の5項目を選定し、特別区長会事務局へ提出した。
(四角囲みのもの、No. は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 平成30年度(令和元年度 要望) ※印は本区から区長会事 務局へ提出した事項
1	保育士の人材確保及び定着化の推進について	保育士の人材確保及び定着化を推進するため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財源措置を講ずること。 潜在保育士の就労を促進するための総合的な取組を強化・充実すること。	子ども家庭部	※保育士の人材確保及び定着化の推進について (子ども家庭部)
2	介護人材の確保・定着及び育成について	急速な高齢化と生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護人材確保・定着・育成に資する事業者支援事業及び財政措置等を講ずること。	福祉部	※介護人材の確保・定着及び育成並びに高齢者福祉施設整備費補助の充実について (福祉部)
3	予防接種について	予防接種の公費助成や法定接種化に伴い、自治体の費用負担が増加することがないように、地方交付税によらない財政措置を講ずること。また、ワクチン不足が生じないように、ワクチンの安定供給対策を十分に講ずること。	保健衛生部	※予防接種の財政措置等について (保健衛生部)
4	地域生活支援事業について	地域生活支援事業補助金について、本来の負担割合である国(1/2)、都(1/4)、区(1/4)とし、対象経費の実支出額に見合った適正な交付額とすること。	福祉部	地域生活支援事業について (福祉部)
5	生活保護制度について	生活保護制度は、憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。また、生活困窮者自立支援法に基づく事業については、国の責任の下、着実に実施できるよう、全額国庫負担とすること。	福祉部	※生活保護制度における国庫負担について (福祉部)

No.	件名	概要	所管	【参考】 平成30年度(令和元年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
	国有地の利活用について	<p>高齢者施設等の整備にあたり、売却・貸付に対する負担軽減を行うなど、国有地の積極的な活用を促進する支援の拡大や制度の見直しを行うこと。</p> <p>待機児童の多い都市部における保育所整備では、地価の高騰が大きな障壁となり、整備用地の確保が困難な状況となっている。施設整備及び民間事業者の参入をさらに促していくため、国有地の保育所用途での優先的使用や土地使用料・賃料の設定における負担軽減等、必要な支援を行うこと。</p>	福祉部・子ども家庭部	国有地の利活用について (福祉部・子ども家庭部)
	介護給付費財政調整交付金について	<p>介護保険給付費財政調整交付金については、国の負担分のうち給付費の5%を調整交付金とし、後期高齢者加入割合等に応じ、保険者に配分されている。介護保険財政の健全なる運営を図るため、国庫負担金について、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分すること。</p>	福祉部	介護保険制度に関する財政調整交付金について (福祉部)
	廃棄物処理対策の強化について	<p>容器包装廃棄物のリサイクルについては、事業者が応分の負担をするとともに、事業者が主体となるリサイクルシステムを確立することを要望する。</p>	資源環境部	廃棄物処理対策の強化について (資源環境部)